

第 2 章

農 業 經 營 強 化

**農地を借りたい方・貸したい方を支援
します！（農地中間管理事業）**

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

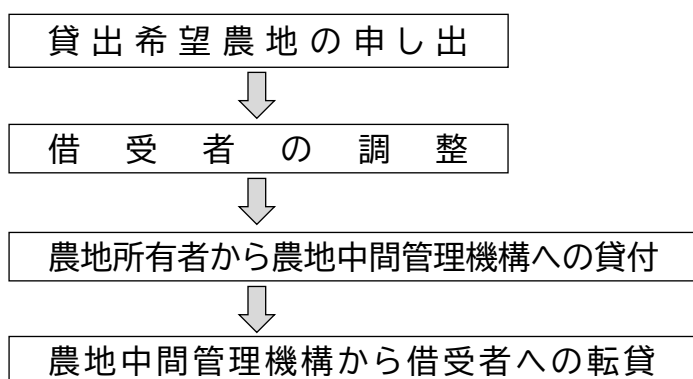
地域農業の担い手への市街化区域と定められた区域以外の農地の集積を支援します。

また、農地中間管理事業を活用し農地の集積を行った場合に、地域及び農地の出し手に対し協力金を交付します。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



1 農地貸借の流れ



(1) 貸出希望農地の申し出

貸したい農地がある農地所有者から「農地中間管理事業貸貸申出書(出し手用)」を提出していただきます。

(2) 借受者の調整

農地中間管理機構で借受者(エントリーシート提出者)との調整を図りマッチングを行います。

(3) 農地中間管理機構への貸付及び転貸

農地所有者と借受者との調整が整った農地について、農業委員会の手続き等を経て農地所有者から農地中間管理機構へ貸し付けます。その後、農地中間管理機構から借受者に転貸されます。

2 農地貸借に関する条件等

- 原則として10年以上の貸借契約です。
- 相続税や贈与税の納税猶予を受けている農地の貸借でも納税猶予が打ち切られません。(平成28年度から)
- 賃借料の支払いや徴収は、機構が口座引落、口座振込により行います。
- 出し手及び受け手の方は、毎年、賃貸料の1%(下限800円、上限8,000円)を手数料として機構へ納めていただきます。
- 契約期間中に中途解約する場合は、解約手数料6,000円を機構に収めていただきます。

3 機構集積協力金

農地中間管理機構への貸付及び転貸をした場合で、一定の要件を満たせば地域または出し手の方に協力金が交付されます。

(1) 地域集積協力金

地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

① 交付要件

交付対象面積の10%以上の農地が新たに担い手に集積されること。

ただし、担い手が不足する地域などでは、一定条件を満たす場合、5%となります。

区分	農地中間管理機構の活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域※	
1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0 万円/10a (0.5 万円/10a)
2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6 万円/10a (0.8 万円/10a)
3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2 万円/10a (1.1 万円/10a)
4	80%超	50%超 80%以下	2.8 万円/10a (1.4 万円/10a)
5		80%超	3.4 万円/10a (1.7 万円/10a)

- 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられた地域などを言います。また併せて、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、または個別協定の対象となる場合に該当する地域に限り、中山間地域の交付単価が適用されます。

② 農地中間管理機構の活用率

$$\frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

※注1 貸付面積(貸付期間6年以上の場合)や農作業委託面積(基幹3作業以上を10年以上の場合)を交付対象面積とする。ただし、地域集積協力金(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ)の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

※注2 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付するものとする。

(2)集約化奨励金

地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構からの転貸または農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

① 交付要件(翌々年度までに満たすこと)

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

区分	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業受託)
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

※注1 区分2は、いずれかの要件を満たすこと。

※注2 転貸面積や農作業受託面積(基幹3作業以上)で新たに団地化(増加)した面積を交付対象面積とする。

※注3 農作業受託の場合、農地中間管理機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加することが必要です。

(3)経営転換協力金

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、農業部門の減少により経営転換する農業者または、リタイアする農業者に対して協力金を交付します。

① 交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等。

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

※注1 令和5年度までの時限措置

※注2 地域集積協力金の交付申請を行う「地域」に含まれる場合などについてのみ交付対象。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農地を借りた方・買った方を支援します！ (農地流動化支援事業)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

福島市では、平成12年度より農業者の経営規模拡大と農用地の有効活用を図るため、積極的かつ計画的に進める農業者に対して、農地流動化支援金を交付し、農地流動化及び安定的な農業経営の発展を支援しています。

1 農業者を対象とした支援

(1) 交付対象者

- ① 耕作権をもつ福島市内在住者
- ② 40a以上の所有権を持って耕作している農業者
- ③ 申請時点(利用権設定始期日・所有権移転日)の1年前から経営耕地面積が10a以上集積された農業者
- ④ 農地の権利設定・移転において農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告のあった者であること

(2) 交付対象農地

- ① 福島市内の農業振興地域内の農用地区域の農地
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき、10年以上の利用権を新規に設定又は所有権移転した農地

(3) 支援金額について

同一対象者・対象農地について1回限り、1人につき年200,000円を上限。

利用権設定(10年以上)	10a あたり	15,000円
所有権移転	10a あたり	20,000円

2 新規就農者を対象とした支援

(1) 交付対象者

- ① 耕作権をもつ福島市内在住者
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき許可を得た新規就農者

(2) 交付対象農地

- ① 福島市内の農業振興地域内の農用地区域の農地
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき、3年以上の利用権を新規に設定又は所有権移転した農地

(3) 支援金額について

賃借した場合、年間賃料の2分の1に相当する額
(1人につき年100,000円を上限。最長3年間)

3 交付申請等について

農業企画課備え付けの交付申請書へ必要事項を記入し申請してください。
締め切りは、6月末日、10月末日、翌年2月末日の年3回です。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業者のリスク改善を支援します！

(農業経営安定化支援事業)(収入保険加入促進特別対策事業)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

1 農業経営安定化支援事業・収入保険加入促進特別対策事業

農業者の農業経営の安定化に向けて、収入保険・果樹共済の加入促進を図るため、市内農業者が負担した保険料(共済掛金)の一部を市が支援します。また、収入保険については、令和5年度から令和7年度までの3年間で「特別加入推進期間」と位置づけ、加入初年度に限り保険料の助成割合を引き上げ、一層の加入促進を図ります。

(1) 交付対象者

福島市内に住所を有している農業者

(2) 交付基準

- ① 農業保険法に基づく収入保険・果樹共済(対象:りんご・ぶどう・なし・もも)に加入していること
- ② 上記の保険契約において、確定した保険料(共済掛金)を完納していること

(3) 補助率

- ① 農業経営安定化支援事業
農業者が負担した保険料(共済掛金)の5%
ただし認定農業者(申請日時点)については保険料(共済掛金)の10%
- ② 収入保険加入促進特別対策事業
加入初年度に負担した保険料の50%

☎ 「収入保険」に関する詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

経営所得安定対策に加入しましょう！

対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定を目的に、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金である「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策として、「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」を実施しています。

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

各農産物の品質と生産量に応じて交付する『数量払』を基本に、当年産の作付面積に応じて交付する『面積払』を数量払の先払いとして支払います。

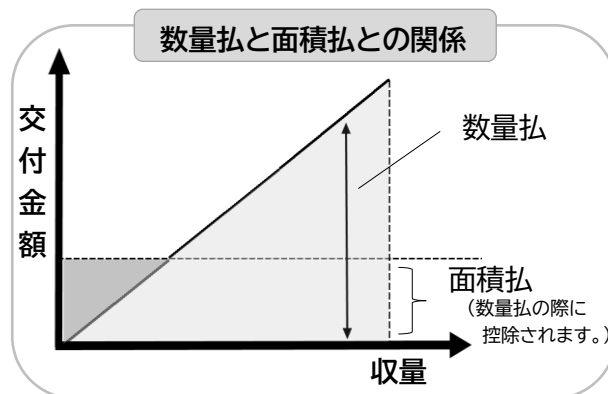
(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

(2) 対象となる農産物

麦、大豆、そば、なたね

(3) 交付単価



【数量払】

対象作物	課税事業者向け 平均交付単価	免税事業者向け 平均交付単価
小麦	5,930 円/60 kg	6,340 円/60 kg
二条大麦	5,810 円/50 kg	6,160 円/50 kg
六条大麦	4,850 円/50 kg	5,150 円/50 kg
はだか麦	8,630 円/60 kg	9,160 円/60 kg

対象作物	課税事業者向け 平均交付単価	免税事業者向け 平均交付単価
大豆	9,430 円/60 kg	9,840 円/60 kg
そば	16,720 円/45 kg	17,550 円/45 kg
なたね	7,710 円/60 kg	8,130 円/60 kg

【面積払】

対象作物	交付単価
麦、大豆、なたね	20,000 円/10a

対象作物	交付単価
そば	13,000 円/10a

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

対象となる作物の令和3年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額(過去5年のうち最高・最低の2年を除いた3年の平均)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担する積立金となるため、一部は農業者からの拠出が必要となります。

なお、補てん後の積立金残額は、翌年産に繰り越されるため、掛捨てとはなりません。

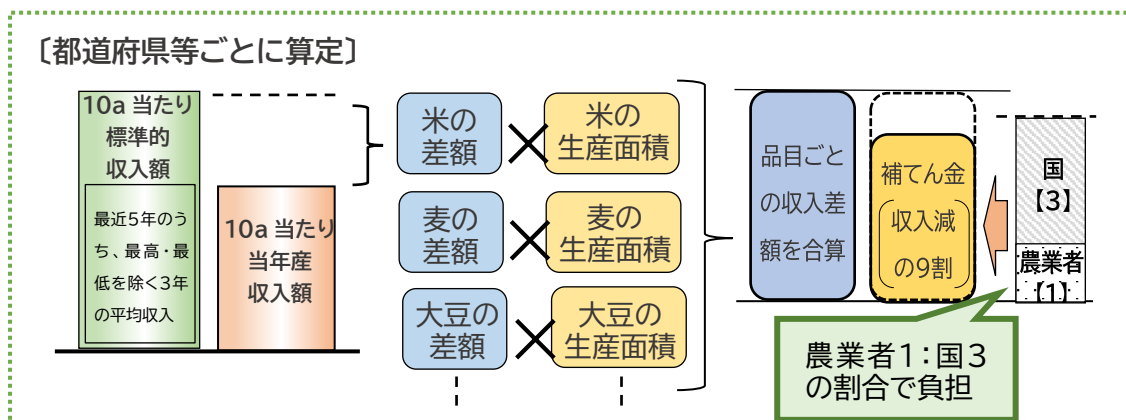
また、収入保険制度と重複加入はできませんのでご注意ください！

(1)交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(2)対象となる農産物

米、麦、大豆



収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えました！

<収入保険>

自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者(個人・法人が対象です)

<農業共済>

自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

<ナラシ対策>

価格が下落した際などに収入の減少を補てん

※収入保険と、農業共済

ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することになりました(重複加入はできません)。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

水田をフル活用しましょう！ (水田活用の直接支払交付金)

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者

販売目的に対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家や集落営農

2 支援内容

(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	55,000円~105,000円/10a (収量に応じて増減)

(2) 産地交付金

地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容を設定します。

なお、対象作物、要件、交付単価等の詳細な内容につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

**気候変動への対応や農作物被害対策を
強化します！(雨よけハウス等導入支援対策事業)**

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

裂果防止や病害虫防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設等の新設・更新により品質の向上を図る果樹販売農家に対し、経費の一部を補助します。

1 対象者

福島市内に住所を有し居住している果樹販売農家
[園芸施設共済]の加入者又は加入予定者であること。
(昨年度補助を受けていない方優先)

2 対象事業内容

- ・雨よけハウスの新設又は既存の雨よけハウスの更新
(ビニールの張替えを除く)
- ・ナシ棚等の省力化施設(撤去費用を除く)

3 補助額

予算の範囲内で事業費の1/3以内(上限:150万円)

4 申請について

随時受付として、締め切りを6月末日の年1回とします。
(先着順ではありません。)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

脱炭素型の生産体系の導入を支援します！
(施設園芸エネルギー転換支援事業)

対象者

農業者、認定農業者
 法人・団体等

燃油を使用しない暖房設備等の導入により、燃油価格高騰等の影響を受けずに安定した農作物の生産体系の確立を図る販売農家に対し、経費の一部を補助します。

1 対象者

- ・福島市内に住所を有し居住している販売農家。
- ・「園芸施設共済」の加入者又は加入予定者であること。

2 対象事業内容

園芸施設への燃油を使用しない暖房設備等の導入
 (ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテン 等)

3 補助額

予算の範囲内で事業費(設備設置費用を含む)の1/2以内(上限なし)

4 支援対象

以下のいずれかによる設備導入費用であること

- 既設の燃油使用型暖房設備(ボイラー等)から置き換える費用
- 今回設置するヒートポンプ等との併用で、既設のボイラー等の使用頻度を低減させる場合(ハイブリッド方式)の費用
- 園芸施設新設に伴い設置する暖房設備のうち、ヒートポンプ等の燃油不使用型暖房に係る費用

5 申請について

随時受付(先着順)とします。

☎ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
 電話 024-525-7720

炭化器を活用して炭づくりを始めませんか！？（肥料価格高騰対策支援事業）

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

果樹の剪定枝等は、炭化器で炭に変えて保肥力を高める土壌改良材として使うことができます。化学肥料の施用低減を図る取組みを支援するため、炭化器等を購入された果樹販売農業者のみなさまに、費用補助を実施しています。

1 対象者

市内に住所を有する果樹販売農業者等で市税の滞納がない方

2 対象製品

炭化器と炭化器用の火消し蓋

（令和4年11月9日以降に購入した物が対象となります。）

3 補助額

炭化器等の購入に要した費用（配送費用、消費税を除く）の1/2以内
（上限 80,000 円）

※1 経営体に対する補助は、1 回のみです。

4 提出書類

- 肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 令和4年度納税証明書（税目：市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）
- 領収書及び納品書（製品名と支払いの事実が確認できること）

5 申請方法

4の提出書類を添えて、市ホームページ（下記 QR コード）から申請するか、直接、農業振興課窓口へご持参ください。

☎ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

農業制度資金を活用しましょう！

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

農業者のみなさんが経営の規模拡大や経営の改善を図る場合、または新しく農業を始めるにあたり自己資金が足りない場合などに、低利でかつ長期にわたって借りることのできる資金を「農業制度資金」といいます。農業の経営改善を図るため、目的に合わせて利用できます。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方については、次の特例措置があります。

資金名	5年間の 実質無利子化	実質 無担保化	5年間の 保証料免除
① スーパーL資金	○	○	
③ 農業近代化資金	○	○	○
⑥ 農林漁業セーフティネット資金	○	○	

① ス ー パ ー L 資 金	概要	農地取得や大規模な投資をする場合にご利用いただける、貸付限度額が大きく、償還期間が長い低利な資金です。
	借入対象者	認定農業者
	主な 資金 用途	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の取得、改良 ・農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成 ・農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の取得、改良、造成 ・果樹、家畜の導入 等
	借入限度額	個人：3億円(特認 6億円) 法人：10億円(特認20億円)
	借入金利	0.45%～ 0.70%(随時改定あり)
	償還期限	25年以内(うち据置期間10年以内)
	金利負担 軽減措置	<p>下記のいずれかを満たす方は、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①目標地図に位置付けられた農業者 ②「実質化された人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者 ③農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者

② ス ー パ ー L 資 金	概要	短期運転資金を必要とする場合に、ご利用いただける資金です。
	借入対象者	認定農業者
	主な 資金 用途	・営農用施設、機械の修繕費 ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 等
	借入限度額	個人:500万円 法人:2,000万円
	借入金利	1.50% (随時改定あり)
	償還期限	1年以内
③ 農 業 近 代 化 資 金	概要	農業用機械・施設の改良や復旧、または取得など農業者等が農業経営の近代化を図る場合に利用できる長期で低利な資金です。
	借入対象者	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・その他一定の要件を満たす農業者
	主な 資金 用途	畜舎、果樹棚、農機具、その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の、造成、復旧、取得 等
	借入限度額	個人:1,800万円 法人:2億円
	借入金利	0.70% (随時改定あり)
	償還期限	資金用途に応じ7~20年以内(うち据置期間2~7年以内)
金利負担 軽減措置	①認定農業者の方は、償還終了時(最長15年間)まで、スーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます。 ②規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者には、「貸付当初5年間実質無利子化」の措置があります。 ※①の限度額:個人1,800万円 法人3,600万円 まで ②の限度額:2億円まで	
④ 農 業 改 良 資 金	概要	国または県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組を支援する無利子の資金です。
	借入対象者	・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等 ・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者 等
	主な 資金 用途	・農地等の借入、改良、造成 ・施設、機械等の改良、取得 ・農産物の加工処理施設等の改良、造成、取得 等
	借入限度額	個人:5,000万円 法人:1億5,000万円
	借入金利	無利子
	償還期限	12年以内(うち据置期間3~5年以内)

⑤ 農家経営安定資金	概要		国の制度資金の対象とならない方への融資など、他の制度資金を補完する県単独の資金です。	
	主なメニュー	小災害資金	借入対象者	農業を営む個人・団体
			主な資金使途	天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金
			借入限度額	300万円以内
			借入金利	0.70%以内
			償還期限	5年以内(うち据置期間1年以内)
			備考	「東日本大震災農業経営対策特別資金(平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金)」については、融資限度額・償還期限等が異なります。
	農業経営高度化資金	借入対象者	農業を営む個人・団体	
		主な資金使途	農業経営の規模拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善に必要な資金	
		借入限度額	500万円	
借入金利		0.70%(随時改定あり)		
償還期限		7年以内(うち据置期間1年) ※運転資金については3年以内(据置期間なし)		
その他		当該資金には、上記のほか、中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金などを融資するメニューもあります。		
⑥ 農林漁業セーフティネット資金	概要		不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための長期で低利な資金です。	
	借入対象者		一定の要件を満たす農業者	
	主な資金使途		農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金等	
	借入限度額		600万円 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者: 1,200万円	
	借入金利		0.45~0.70% (随時改定あり) ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者: 実質無利子(融資当初5年間)	
	償還期限		15年以内(うち据置期間3年)	

※詳しくは農協、銀行等の各融資機関にお尋ねください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

6次化に関する相談・支援について

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等、一般の方

6次産業化(以下、6次化)とは、「農林水産業(1次産業)が、製造・加工(2次産業)や流通・販売・サービス(3次産業)と連携・融合する取組」で、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表されます。

6次化に取り組みたいが何から始めればいいのか分からない、資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、6次化に関するお悩みに相談員が対応します。また、「6次化アドバイザー」が、6次化商品の開発・改良をお手伝いします。

1 支援内容

- (1)補助事業の紹介と申請支援
- (2)専門家派遣制度の活用支援
- (3)新商品開発、商品改良の支援
- (4)他の事業者との連携などのマッチング支援

2 料金

無料 ※商品・材料費は自己負担。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

福島市産くだもの等を使用した6次化商品を紹介します！（わくろく発信プロジェクト）

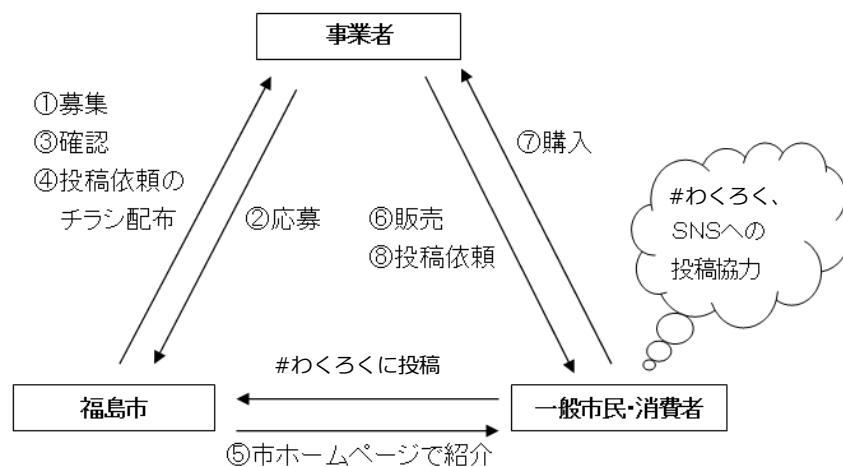
対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等、一般の方

「わくろく発信プロジェクト」にお申込みいただいた商品について、市ホームページ及び公式SNSで紹介・PRいたします。

わくろく(わくわくな福島市の6次化)発信プロジェクトとは？

事業者、商品の購入者、福島市が一体となって福島市産のくだもの等を活用した6次化商品、菓子、メニューなどを紹介・PRするプロジェクトです。



1 対象商品

- (1) 原材料として、福島市産農産物を使用していること。
- (2) 原材料として、「緊急時環境放射線モニタリング」における出荷等制限品目に該当する農産物等を使用していないこと。
- (3) 市内で販売していること。
- (4) 製造・加工・販売(調理・提供)の関係法令等を遵守していること。
- (5) 商品について、放射性物質検査を適宜実施していること。
- (6) 継続して通常の需要に応じられる程度の生産をしていること。

2 応募要件

- (1) 市内に事業所を置く事業者。
- (2) 過去3年に法令違反、または食品安全上の事故がないこと。
- (3) 製造物賠償責任保険に加入していること(加工食品・非食品)。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

農村いちば(自由市)の利用について

対象者

農業者、認定農業者

四季の里の農村いちばでは、採れたてでおいしい地元の農産物や6次化商品などを直売できる自由市を開催しています。

生産者のみなさまの販売の場として、ぜひご利用ください。

1 対象者

福島市内の農業者の方

2 開催時間

午前9時から午後4時まで

3 利用料金

1区画(5m×5m)1日500円

4 利用申し込み等

四季の里まで事前に電話でお申し込みください。



お問い合わせ先

四季の里
電話 024-593-0101
福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

農産加工館の利用について

対象者

農業者、認定農業者

四季の里の農産加工館産品開発室において、市内で作った農産物を持ち込んで、ジャムやジュースなどの加工品をつくることができます。また、6次化商品の開発も行っております。

1 対象者

福島市内の農業者の方とその家族

2 利用時間

午前9時から午後5時まで

3 利用料金

1日 2,000円 半日 1,000円

※その他材料等の料金がかかる場合がございます。

4 利用申し込み等

四季の里農産加工館まで事前に電話でお申し込みください。



☞ 詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

四季の里 農産加工館
 電話 024-593-0109
 福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
 電話 024-529-7663

